

# 国民健康保険

## 4月1日から新しい

## 保険証で受診してください



現在の国民健康保険被保険者証(保険証)は、3月31日有効期限が切れます。4月1日からは必ず新しい保険証で受診してください。

### 簡易書留郵便で各世帯に

新しい保険証は簡易書留郵便で、3月末までに加入者分をまとめて世帯主あてに郵送します。

簡易書留は受け取りの際、受領印が必要です。留守などで、郵便局から不在通知を受け取ったときは、記載内容の指示に従ってください。

### 届いたら内容の確認を

保険証が届いたら名前、性別、生年月日などに誤りがないか必ず確認してください。

年度途中で75歳になる人や65歳になる退職医療被保険者などは、有効期限が平成30年3月31日でない場合があります。

す。この場合、有効期限満了までに新たな保険証を送付します。

### 保険証の裏は臓器提供意思表示カード

保険証の裏面は「臓器提供意思表示カード」になっています。

記入は任意ですが、記入した人は、同封の目隠しシールを貼っておいてください。

### 医療費抑制のため、ジェネリック医薬品に変更しましょう

ジェネリック薬品については、同封する資料をご覧ください。「ジェネリック医薬品希望シール」を保険証などに貼り付けて活用してください。

### 古い保険証は?

有効期限切れの古い保険証は、保険年金課へ返却するか、個人情報が見えたられないよ

う細かく判断するなどしてから破棄してください。

※社会保険に加入が決まっている人は、加入日以降新しい保険証(社会保険)で受診することになります。脱退手続きとあわせて国民健康保険証を返却してください。

### 滞納がある人は通知します

特別な理由もなく、国民健康保険税を長期にわたって滞納している人は、納付相談と短期被保険者証(有効期間の短い保険証)の更新が必要で、別途更新手続きの案内通知をしますので、市役所で手続きしてください。

### 国民健康保険年金課(東庁舎)

☎ 71・2324  
☎ 72・2460

## 手続きをお忘れなく!

3月・4月は、就職や退職の時期です。国民健康保険の加入や脱退などの手続きが必要な人は、届け出に必要なものを用意し、早めに保険年金課へお越しください。

加入の届け出が遅れると国民健康保険税をさかのぼって納めることになり、届け出の日までに支払った医療費は、いったん全額自己負担になります(場合によっては、保険給付を受けられることもあります)。

また、資格がなくなったにもかかわらず、国民健康保険の保険証を使って医療機関にかかると、国民健康保険で負担した分の医療費を返還することになります。

### ■全ての届け出に必要なもの

マイナンバー(個人番号)を確認できるもの、窓口に来る人の本人確認書類(運転免許証など)。

※別世帯の人が窓口に来る場合は、委任状も必要です。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	ほかの市区町村から転入したとき	⇒ 転出証明書・印鑑
	ほかの健康保険などを脱退したとき	⇒ 健康保険の離脱証明書・印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	⇒ 保護廃止決定通知書・印鑑
	子どもが生まれたとき	⇒ 母子健康手帳・保険証・印鑑
国保を脱退するとき	ほかの市区町村へ転出したとき	⇒ 保険証・印鑑
	ほかの健康保険などに加入したとき	⇒ 国保の保険証・加入した健康保険などの保険証・印鑑
	生活保護を受け始めたとき	⇒ 保護開始決定通知書・保険証・印鑑
	死亡したとき	⇒ 死亡を証明するもの・保険証・印鑑
その他	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	⇒ 保険証・印鑑
	保険証をなくしたり、汚して使えなくなったりしたとき	⇒ 保険証・印鑑